

電波監理審議会 有効利用評価部会（第60回） 議事録

1 日時

令和8年5月21日（木） 10：00～12：10

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

西村 暢史（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

翁長 久（電波部長）

小川 裕之（電波部電波政策課長）

伊藤 健（電波部電波政策課課長補佐）

手塚 紗衣（電波部電波政策課周波数調整官）

(4) 事務局

飯倉 主税（総合通信基盤局総務課長）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会		1
2. 議	事		
(1)	令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果のうち①714MHz超1.4GHz以下、②1.4GHz超3.4GHz以下及び③3.4GHz超8.5GHz以下に関する評価結果（案）		1
(2)	令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果に関する評価結果（案）		17
(3)	令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果のうち④8.5GHz超15.35GHz以下、⑤15.35GHz超36GHz以下、⑥36GHz超及び各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果		27
3. 閉	会		49

開 会

○西村部会長 それでは、電波監理審議会有効利用評価部会第60回を開催させていただきます。皆様、本日もお忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。本日の部会もWebによる開催とさせていただきました。

本日の有効利用評価部会は、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、両名が出席しておりまして、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

なお、本日は電波監理審議会親会から、長田委員が傍聴予定となっております。

まず、本日の資料及び議事録の取扱いにつきまして、公共業務用無線局におきましては、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがある非公表情報を含んでおります。事務局におかれましては、非公表情報を特定の上で、これらの資料の公表の際には、該当箇所を非公表とするよう、御対応をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。

○西村部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事は3つございます。最初の2つは評価（案）の検討、また、3つ目は総務省からの調査結果の報告の続きとなっております。

議 事

(1) 令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の

周波数帯)の調査結果のうち①714MHz超1.4GHz以下、②1.4GHz超3.4GHz以下及び③3.4GHz超8.5GHz以下に関する評価結果(案)

○西村部会長 それでは、議事の1つ目の令和7年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)の調査結果のうち①714MHz超1.4GHz以下、②1.4GHz超3.4GHz以下及び③3.4GHz超8.5GHz以下に関する評価結果(案)につきまして、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。それでは、資料60-1に基づきまして御説明させていただきます。まず、表紙をおめくりいただきまして目次の箇所でございますが、赤枠で囲みましたところが本日御審議いただきたいところとなっております。それ以外につきましては、次回の部会で御報告、御審議いただくことになります。

では、45ページに飛んでいただきまして、ここからが、まず最初に714MHz超1.4GHz以下の周波数区分に関する評価(案)となります。こちらの図でございますが、この周波数帯における主な利用状況を示ししておりまして、上の帯表を見ますとほぼ携帯電話に利用されておりますが、800MHz帯と900MHz帯の一部に濃い紫のMCAが存在しております。上の文章のとおり800MHz帯のデジタルMCAについては、周波数の使用期限が令和11年5月末までとなっているところでございます。このあとのポイントとなりそうなところには、マーカーを引いております。

また、この図の帯表の下側には航空やレーダーなどで使われておりまして、あと1.2GHz帯の赤色あるいは黒色のところ、この辺はアマチュア無線や放送用のFPUであったり、あるいは画像伝送システムに使用されております。

次に４６ページでございますが、こちらは調査報告がなされました免許を要するシステムの一覧で、また４７ページの上には免許を要しないシステムの一覧がございます。

（１）アの①免許人数及び無線局数ということで、いずれも減少してございます。

次の４８ページには免許人数と、その下には増減でございますけれども、免許人の減少の内訳を見ますと、１．２ＧＨｚ帯のアマチュア無線が大きく減少、また移行が求められております８００ＭＨｚ帯のＭＣＡも減少しております。一方で、ＲＦＩＤタグによる在庫管理などによりニーズが増加しております９２０ＭＨｚのシステムが増加している状況でございます。

続きまして、４９ページは無線局数でございます。８００ＭＨｚ帯のＭＣＡ、また１．２ＧＨｚ帯のアマチュア無線が大きく減少しております。一方で、９２０ＭＨｚ帯のＲＦＩＤなどは増加している状況でございます。

続きまして、５０ページの上に小さい表がございますが、こちらは今回この周波数帯において調査票調査の対象となったシステムの一覧となっております。８００ＭＨｚ帯ＭＣＡ、９００ＭＨｚ帯の高度ＭＣＡと１．２ＧＨｚ帯の画像伝送システムなどが調査対象となっております。

②通信量でございます。次のページの図のほうが分かりやすいと思いますが、おおむね傾向といたしましては、ＭＣＡの陸上移動中継局とあるのは基地局みたいなもので、インフラとなっております。こういったものは２４時間３６５日の常時発射で電波が発射されているような状況です。

一方で、１．２ＧＨｚ帯のＦＰＵや画像伝送の携帯局、これは移動する局でございますので、こういったものは３６５日ではなく、ある程度の日数と、１日当たりの発射時間帯としましては日中を中心に電波が発射されているという状況がうかがえます。

続きまして、52ページでございます。イとして共用及び移行並びにデジタル化が求められているシステムの状況ということです。まず①は800MHz帯のMCAで、先ほど述べたとおり減少が見えてとれますので、移行が進んでいるところでございます。

続きまして、53ページは900MHz帯の高度MCAでございます。こちらはサービス終了が来年3月末ということで迫ってございますが、調査結果では増加しているということでございます。こちらの理由でございますが、54ページが一番上に記載しておりますように、総務省によればサービス終了のアナウンスと調査時点の関係でそうなっていますけれども、直近では減少に転じているということで、こちらのもこの後、移行が進むことが考えられます。

続きまして、③1.2GHz帯の画像伝送用携帯局でございます。免許人、無線局ともに減少しております、一方で、この表を見ますとほかの周波数帯では増加しておりますので移行が進んでいると考えられますが、このページの一番下にありますとおり8割近くの免許人においては今後の増減は予定されていない状況というのが、次の55ページには調査結果から抜粋した表を載せておりますけれども、そういった状況がうかがえるところでございます。

56ページからは、ウといたしまして評価結果をどうアクションプランに反映して取り組んでいるかというところでございます。全体的にいずれも前回の評価結果をアクションプランに反映しております。特に①のMCAであったり、あるいは次の57ページの③のNTNの関係は制度的な取組の進捗も確認できております。今投影しておりますところだと、黄緑のマーカーで塗っているようなところで進捗が確認できたというところになります。

続きまして、58ページのエにつきましては、先ほど御案内のとおり周波数の使用期限が規定されているのは800MHz帯のMCAということで、申し上げたとおり移行が進んでいると考えられます。

続きまして、オは新たなシステムへのニーズということで、先ほどの700MHz帯の衛星ダイレクト通信は、技術的条件の案に関して意見募集中というところでございます。

800MHz帯のデジタルMCAは、サービス終了後の周波数の跡地利用として、3次元測位システムや広帯域小電力無線システムといったものの技術基準に関して電監審から答申が出されております。また、900MHz帯の高度MCAについては、先般、情報通信審議会から、サービス終了後の周波数の跡地の活用方針の在り方に関して答申が出されております。

そのほか、お示ししているのが920MHz帯のワイヤレス電力伝送システムの普及に向けた屋外利用については情報通信審議会の答申、また電波監理審議会から答申が出されてございます。

続きまして、59ページでございます。こちらは評価に当たって考慮する事項ということで2つございますけれども、1点目は社会的貢献性、つまり急に停波した場合にどういった社会的波及があるかということと、2点目は災害対応などでございます。こちらは表題にございますとおり評価に当たって考慮する事項ということで、評価の補足的な項目となりますので、記載のとおりとさせていただきます、詳細の説明は割愛させていただきたいと思います。

続きまして、60ページからが本題の評価となっておりまして、まず、前段につきましては、ただいま御説明したような調査結果を列記してございます。

赤枠の中でございますけれども、本周波数区分は、免許人数及び無線局数いずれも減少傾向にあるが、電波が飛びやすいという電波の特性からMCA等に多く利用されていると。このMCAもいずれ減少していきますので、今後は例示として挙げているシステムを考える必要がございます。

前回調査以降ということで700MHz帯の衛星ダイレクト通信、920MHz帯のワイヤレス電力伝送システムの屋外利用、800MHz帯、900M

H z 帯のM C Aの周波数跡地利用の検討状況等、そういった制度面での対応状況も総合的に勘案しますと、電波の有効利用が一定程度行われていると評価いたしました。

続いて、さらなる電波の有効利用の促進に向けということで、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当であるということで、まず、1 点目は7 0 0 M H z 帯の衛星ダイレクト通信、こちらは情報通信審議会において意見募集中でございますが、衛星ダイレクト通信については地上の基地局のエリア外での通信を可能とし、エリア面での有効利用の拡大に資するものであることから、早期の導入に向けた取組を期待、としております。

61 ページに移りまして、8 0 0 M H z 帯と9 0 0 M H z 帯のM C Aに関して、まず、引き続きサービス終了に向け、ユーザーに対して丁寧な周知・広報に努めること。

2 つ目のポツは、同様に8 0 0 M H z 帯と9 0 0 M H z 帯のM C Aについて、8 0 0 M H z 帯は具体的な跡地利用が確定いたしました。9 0 0 M H z 帯は活用方針の答申が出され、具体的には新高度M C Aと特定ラジオマイクが候補に挙がっているということで、これらの新たな電波利用システムの導入に向けて検討を推進する。

続いて、1 . 2 G H z 帯の画像伝送用携帯局については、引き続き2 . 4 G H z 帯や5 . 7 G H z 帯などへの着実な移行を推進すること。

最後に1 . 2 G H z 帯のアマチュア無線については、これは前回、2 年前の評価あるいは昨年度の7 1 4 M H z 以下の周波数帯の評価と同様の記載としておりますので詳細は割愛させていただきます。

以上が周波数区分1 の評価（案）でございます。

続きまして、6 2 ページから1 . 4 G H z 超3 . 4 G H z 以下の周波数区分に関する評価（案）でございます。

こちらはまた周波数の表でございますが、上の周波数の帯表を見ますと、ほぼ携帯電話に使用されております。真ん中から少し右側、デジタルコードレスの帯域がございまして、1.9GHz帯の帯域の一部を以前はPHSが使用しておりました。さらにその右側、2段になっております赤いところにはルーラル加入者系無線で、こちらはアクションプランで移行が求められているものとなっております。

また、携帯電話のうち右の2つでございますが、ここはいわゆる2GHz帯で、今般衛星ダイレクト通信あるいはHAPSの制度化が完了したところとなっております。

左下の緑のところでございますが、2.4GHz帯の無線LANなど、免許不要で多数使われております。

その右側に赤の斜線は広帯域移動無線で、こちらは2.5GHz帯のBWAとなっております。

その両脇に移動衛星、こちらN-S-T-A-Rという衛星システムが使われてございます。アクションプランではこの帯域について、ダイナミック周波数共用の検討ということも記載されているところでございます。

ページを進みまして64ページでございます。こちらの下側に免許不要のシステムがございまして、2.4GHz帯小電力データ通信システムというのは無線LANであったり、Bluetoothなどでたくさん出回っております。

その下の1.9GHz帯のデジタルコードレス電話も多数出回っております。

65ページからは、まず、①無線局数及び免許人数で、いずれも減少しております。

一方で、こちらの下を表を御覧いただきますと、免許人数の増減内訳を記載しております。2.4GHz帯のアマチュア無線が減少しております。一方で、携帯等抑止というものが増加しておりまして、これは何かといいますと、コン

サートホールであったり試験会場であったり、携帯電話をその敷地内では使われないようにするような装置の免許人が増加しているという状況でございます。

続きまして、66ページは免許人数の減少の内訳で、先ほど申し上げたアマチュア無線が減少しております。

続いて、こちらの下側の表に移りますと無線局数の調査結果となり、一番下の表が無線局数の減少の内訳となっております。公衆PHSサービスの終了に伴い大きく減少しているところでございます。

また、地域広帯域無線である地域BWAの減少は、先般の総務省からの説明では一部の事業者のサービスの減少により大きく減少しているとのことです。

また、スラヤシステム、こちらはサービスの終了によって減少しているというところでございます。

グローバルスターシステムについては2年前の前回調査から大きく増加しております。こちらはiPhoneによる衛星システムのサービス開始に伴って増加したとのことでございました。

続きまして、67ページでございます。こちらの真ん中にある小さい表がこの帯域の調査票調査が実施された対象システムとなっております。ローラル加入者系無線であったり、N-S-T-A-R衛星、F-P-Uや地域BWA、自営等BWAなどが対象となっております。

②の通信量でございますが、こちらの傾向といたしましては、先ほど申し上げたとおり固定的に利用されているインフラ系のシステムについてはほぼ常時発射で、移動系のシステム、端末で利用するものは日中を中心に利用されている状況がうかがえます。

69ページの下にございますイから、電波の利用停止、移行、デジタルの状況で、続いて70ページに移ります。こちらの周波数区分では、アクションプランにおいてローラル加入者系無線の移行に関する記述がございます。その状

況としては、今回の調査結果では増減なしとなっておりますが、移行計画に関する調査結果がございます。真ん中に記載しておりますとおり25%が廃止予定で、残りの75%は減少予定ということで、今後の計画としては移行等が進められる予定であるということが確認できております。

続きまして、71ページは評価結果に基づくアクションプランへの対応でございます。こちらもいずれも適切に対応がなされておまして、まず、抜粋いたしました②のN-S T A R衛星につきましては、アクションプランに記載されておりますのは2.6GHz帯で、こちら平時と災害時のダイナミック周波数共用の適用を含め移動通信システムの導入可能性について検討ということで、令和5年度の評価結果を踏まえて適切に反映されているところでございます。

また、③のB W Aでございますけれども、次の72ページに移りまして、音声利用や上空利用と書かれておりますけれども、上空利用については昨年5月に制度整備が完了しているという状況でございます。

また、④のN T Nにつきましては2つございまして、1つ目は令和6年のアクションプラン、こちらは2GHz帯の衛星ダイレクト通信に関して記載されています。また、2つ目はH A P Sで、令和7年度のアクションプランにも記載されております。いずれも制度化まで完了している状況でございます。

73ページのエにつきましては、特段周波数の期限が定められているものはありません。

オにつきましては既に制度化が完了したものも含まれておりますが、先ほど申し上げたN T Nや地域B W Aについて記載してございます。

(2)の評価に当たって考慮する事項につきましては、先ほどと同様、記載のとおりということで割愛させていただきたいと思っております。

74ページは本周波数区分の評価(案)となります。赤枠の部分の文章となります。本周波数区分は、免許人数及び無線局数は減少傾向にあるものの、主

たる減少要因といたしましては公衆PHSのサービス終了によるものという
こととであります。地域BWAほか衛星関係に多く利用されていること、また衛星
ダイレクト通信やHAPSといったNTNの導入やBWAの上空利用などの制
度整備、2.3GHz帯においてはダイナミック周波数共用が運用されているこ
と、そのほか免許不要局が多数利用されていること、そういったことを総合的
に勘案しますと、電波の有効利用は一定程度行われていると評価しております。

続きまして、さらなる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省において
は、以下の取組を実施していくことが適当ということで、1点目は、例といた
しまして、制度化がなされた1.9GHz帯のデジタルコードレス電話を挙げて
ございます。これにはsXGPとDECTという2つの方式がございまして、
いずれも国際的な規格が存在してございます。ここで記載しておりますのは一
般論といたしまして、本システムに限らず、電波利用の国際調和に向けた取組
について推進と記載しております。

2点目、ルーラル加入系無線については、引き続き早期の移行を推進、こち
らはVHF帯システムへの移行がアクションプランに掲げられてございます。

続きまして、3点目はアクションプランにおいて、先ほど申し上げたとおり
2.6GHz帯のダイナミック共用に関する記述を踏まえまして、75ページに
移りますが、ダイナミック周波数共用は時間的、空間的に周波数を動的に共用
するものであり、引き続きアクションプランに記載の取組を推進すること。

4点目はBWAでございます。上空利用が制度化され、また、音声利用を認
める検討が進められているということで、BWAシステムの技術基準その他関
連制度の在り方については、技術やサービスの進展、ユーザーのニーズの変化
等に応じて不断に検討を行うことが求められる。

最後、NTNにつきましては、引き続き国内のニーズや国際的な動向等を踏
まえながら、導入に向けた研究開発等を推進することと記載しております。

以上が周波数区分 2 の評価（案）でございます。

76 ページからは③ 3.4 GHz 超 8.5 GHz 以下の周波数区分に関する評価となります。

こちらに「なお」と記載しておりますとおり、こちらは非常に割当て等の動きが多く見られた周波数帯となつてございます。上の周波数表の明るい紫が携帯電話となつております。真ん中の携帯電話の下には緑色で無線アクセスシステム、こちらは 4.9 GHz 帯で、移行が求められているものとなっております。その左側にはローカル 5 G がございます。

なお、このローカル 5 G などの隣に矢印で上と下がございしますが、こちらは上りと下り、基地局と端末で同一の周波数を使い、時間スロットで交互に通信する TDD 方式というものが採用されておまして、それを意味してございます。

下の周波数表の左側に緑色で 6,570 MHz から電通・公共・一般・放送（固定）とありますが、この帯域に無線 LAN の導入が今検討されております。AFC のシステムを使った検討ということで、こちらは次の議題の公共業務用にも関係する話となつてございます。

ページを送りまして、78 ページの真ん中より上側に、移行が求められております 5 GHz 帯の無線アクセスシステムの数字も記載されております。約 1 万 3,000 局ということで、一方で公共業務用のものについては 17 局という状況でございます。

79 ページは免許不要のシステムということで、こちら 5 GHz 帯の無線 LAN 等非常に多くあります。下のほうには 6 GHz 帯の無線 LAN ということで、前回の調査では 1 万局程度でしたが大きく増加してございます。

80 ページから、①の免許人数及び無線局数ということで、この帯域はいずれも増加しておりました。

81ページの2つ目の表でございますけれども、免許人数の増加の内訳を見ますと、5GHz帯のアマチュア無線や5.7GHz帯の画像伝送システムが増加しているような状況でございます。ほかにはローカル5Gも増加が見られます。

先般の、5GHz帯のアマチュア無線の使い方について総務省に確認した結果では、ドローンによる画像伝送の用途で使っているということでございました。5.7GHz帯無人移動体画像伝送システムの増加と合わせますと、同じような使い方でのニーズが増えていることが考えられます。

続きまして、82ページは無線局数の増減でございます。こちらは下のほうに増減の大きいシステムが載っておりまして、先ほどの免許人数の増減が多いものとほぼ同様の状況となっておりますが、5GHz帯無線アクセスシステムは移行が求められておりますので減少している状況になっています。

続きまして、84ページの②の通信量でございます。こちらにも図表を見ますと、先ほどと同様に固定的に使うSTLは常時発射の傾向、また移動局としてFPUは日中を中心に使われている状況がうかがえます。

続きまして、90ページでございます。こちらは共用、移行、デジタル化を求められるシステムということで、先ほど申し上げたとおり5GHz帯無線アクセスシステムの局数は表に示す状況となっております、基本的には減少しているという状況でございます。

91ページは先ほど申し上げたとおり次の議題にも関わるものでございますが、6GHz帯の無線LANに関する取組状況ということで、SP（Standard Power）モードの導入、AFCのシステムを使った共用条件などが情報通信審議会に取りまとめられまして、現在、技術的条件の案が意見募集中となっております。

また、下の段に書いておりますが、この帯域を使う固定通信システムについて

ては、高度化の技術的条件について情報通信審議会から答申が出ている状況でございます。

92ページは⑤のDSRCシステム、これはETCなどに使われているものでございますけれども、アクションプランでは、チャンネルに偏りがあるので利用状況を調査し、他システムとの共用の可能性を検討するという記載がございます。今回の調査結果からは、数は増加しているという状況にございました。

93ページ、ウでございますが、評価結果に基づくアクションプランへの対応でございます。こちらはいずれも前回の評価結果について、令和6年あるいは令和7年のアクションプランに反映し、それに基づいて取組が進められております。

94ページのWRC-27の関係でございますが、重点調査対象となっております15GHz帯のほか、一番下の箱にお示ししているとおり4GHz帯あるいは7～8GHz帯もWRC-27においてIMT特定への検討が進行中という状況でございます。

95ページのエ及びオにつきましては既に御案内かと思しますので、御説明は割愛させていただきます。

また、(2)も割愛させていただきたいと思います。

最後、96ページの本周波数区分の評価(案)でございます。赤枠のところでございますが、本周波数区分は、いずれも増加傾向にあり、ローカル5Gのほか、固定間の通信、レーダーや衛星系の通信など多種多様な無線局に利用されていること。前回調査以降、4.9GHz帯の5G、5.9GHz帯のV2Xへの割当て、無線LANの上空利用やローカル5Gの海上利用・上空利用に係る制度整備が行われたこと、こういったことを総合的に勘案しますと、電波の有効利用は一定程度行われていると評価いたしました。

続いて、さらなる電波の有効利用の促進に向けということで、1点目は携帯

電話に割り当てられました4.9GHz帯を使用している既存システムである、5GHz帯の無線アクセスシステムについて、引き続き丁寧な周知・広報、終了促進の状況を確認していくこと。

2点目は、次の議題とかぶりますが6GHz帯の無線LANの周波数拡張について、AFCシステムの構築や運用等に必要な検討を進めること。

3点目はアクションプランに記載しております内容をなぞっておりますけれども、狭域通信について、割当状況や実際に使用されてチャンネルの偏り状況を可視化し、今後も利用形態や周波数利用状況を調査するなどと記載しております。

4点目は、97ページにかけて例示といたしましてローカル5Gの海上利用であったり、5.2GHz帯無線LANの上空利用、携帯電話等の上空利用の拡大などを並べておりますが、一般的なお話といたしまして、これら以外のシステムを含め、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。

最後、5点目は固定通信システムあるいは放送のシステムについて、情報通信審議会でも高度化の検討が進められております。いずれも伝送容量を拡大する多値変調の導入などであり、年々増加する通信トラヒックの効率的に対応していくためには、引き続き、これら以外のシステムも含め、高度な技術の導入に向けた検討を推進していくこととしております。

以上が周波数区分3の評価（案）となります。

少し時間が長くなってしまいましたが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか、順番にお伺いさせていただければと思います。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 御説明どうもありがとうございます。

1点だけ質問というかコメントですけれども、61ページを開けていただけますか。これはMCA、それから高度MCA、これがともに数年後にサービス終了になるということですが、そのあとのほうを見ると真ん中辺のところに、今のこの周波数で「(新) 高度MCAとしての活用を検討」と書いてあります。これは疑問を持つ方がいっぱいいらっしゃると思う。というのは、MCAがサービス終了する理由は、1つはシステムの老朽化、それからおそらくユーザーが減っているということだと思いますので、そういう観点から見ると、この(新) 高度MCAは(新) がついていますけど、何が新しいか分からない。ユーザー数が減っているのであれば、IP無線などに切り替えればよい話ですし、ユーザーがそれなりにいるのであれば、システムの老朽化に対して対応できる経営基盤の問題だということであれば、ほかの会社がそのシステムを買い取るか、もしくは利益が確保できるところだけうまく運営するなどして続けられると思います。(新) 高度MCAの活用と書くに当たっては、この(新) 高度MCAと現在のMCAもしくは高度MCAとの違いを明確に説明すべきだと思います。PHSみたいにもう終わってしまったシステムなのか、ニーズはあるのだけでも、経済的もしくはほかの理由で、老朽化含めて使えなくなったので、運営する事業者が替わってサービスしたいということであればそれも理屈が通ります。よって、(新) 高度MCAというのは何が(新) なのかということの特徴を追加して書いてもらったほうが、読むほうから見ると納得しやすいと思います。

以上です。

○柏崎幹事 承知いたしました。では、こちらの修文案を事務局で作成いたしまして、先生方にまたお諮りさせていただきたいと思います。

○西村部会長 ありがとうございました。

それでは、池永特別委員、お願いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。まとめていただいた内容で適切にまとまっていると思います。特にコメント等はございません。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

石山特別委員、お願いいたします。

○石山特別委員 適切に取りまとめられていると思いますので、私からはコメントはございません。ありがとうございました。

○西村部会長 眞田特別委員、お願いいたします。

○眞田特別委員 私も適切に取りまとめられていると思いますので、特にコメントはございません。御説明ありがとうございました。

○西村部会長 中野特別委員、お願いいたします。

○中野特別委員 御説明、どうもありがとうございます。適切にまとめられていて、私のほうでは特に問題ございません。

○西村部会長 ありがとうございます。

まず、1つ目の議事につきまして、先生方から貴重な御議論を賜りましてありがとうございます。おおむね事務局案のとおりで御賛同いただいたところではございますけれども、先ほど笹瀬部会長代理から修文、あるいは詳しく丁寧に説明を加えたらどうかという御提案があり、事務局のほうで修文のスケジュールを組んでいただくことになるかと思いますので、御対応をよろしくお願いいたします。もし追加で修正等の御意見がございましたら、事務局まで追ってメールでお送りいただければと思います。

評価結果（案）の全体につきまして、次回の部会において取りまとめを行いたいと思います。

以上でよろしいですか。事務局から何か確認すべき点等がございましたら御

指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○柏崎幹事 ありがとうございます。先ほど御指摘いただいたとおり修文案を作成させていただきたいと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、議事の1つ目は終了したいと思います。

(2) 令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果に関する評価結果（案）

○西村部会長 続きまして、議事の2つ目に移りたいと思います。令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果に関する評価結果（案）について、事務局より、まずは御説明をお願いいたします。

○柏崎幹事 それでは、引き続き事務局から御説明させていただきたいと思います。資料60-2でございますが、公共業務用無線局の評価結果（案）を御説明いたします。

目次がございますが、本日は総括以外の部分ということで、各システムごとの評価（案）につきまして、御審議いただきたいと思います。

早速ですが、冒頭のところは省略させていただきまして、4ページに他用途での需要が顕在化しているシステムということで、評価結果（案）のまとめを一覧で記載してございます。昨年度は5システムございましたが、その中で38GHz帯FWAの対応が完了したということで、残り4システムとなっております。

では、個別に御説明いたします。6ページでございますが、こちらは5GHz帯無線アクセスシステムでございます。真ん中にごございますとおりデジタル変革時代の電波政策懇談会での状況といたしまして方向性は廃止、またほかの

用途での需要は5Gと示されておりました。

7ページには、先ほどの議題で数字が出てございましたが、免許人、無線局数ともに増減なしという状況でございます。

8ページでございますが、今回、総務省から免許人に対するヒアリングが実施されておまして、その結果を記載してございます。4.9GHz帯の割当てを受けた携帯電話事業者が費用負担して既存の無線局を移行させていく終了促進措置でございますが、これによって本無線アクセスシステムを移行させていくことになります。

ヒアリング結果からは、5G認定開設者との間で、移行時期及び費用負担範囲等の大枠の合意に向けた調整を開始したところであり、廃止までには一定程度の時間を要する見込みということでございました。特段何か課題がある状況にはございませんので、公共業務以外の免許人と同じ終了促進措置のスキームによって今後対応が進められていくことになります。

これを踏まえまして、9ページに評価（案）を記載しておまして、令和7年度の進捗には先ほどのヒアリング結果を記載、また、今後の取組を赤枠の一番下に記載しておりますが、引き続き無線局数の推移について調査を行うとしてございます。

続きまして、10ページは5GHz帯の気象レーダーでございます。懇談会の方向性として周波数共用、ほかの用途での需要は無線LANが示されております。

11ページです。免許人数、無線局数の増減がございます。うち固体素子型が昨年から1局増加、固体素子化が1局進展したという状況でございます。

一旦13ページに飛びまして、さらなる無線LANの使いやすさを拡大するために気象レーダーの固体素子化が求められているという状況でございます。

12ページに戻りまして、一番下にヒアリング結果が記載されております。
府省庁A、府省庁Bともに、おおむね年間当たり数局程度の固体素子型への計画があるということが確認されております。

補足でございますが、全体で55局あるうち固体素子化が完了しているのは45局ということで、今後10局程度の個体素子への移行が求められている状況でございます。年間数局程度の更新ペースという状況でございます。

これを踏まえまして、その対応状況でございますけれども、14ページの評価のところで進捗として、順次、固体素子型へ更改中であることが確認ということで、今後の取組として、引き続き固体素子型へ推移について調査を行うことが適当としてございます。

15ページからがマイクロ固定通信で、こちらが無線LANとの6GHz帯等の需要があるという状況になっておりまして、懇談会における方向性が共用となっております。

こちらの対応状況が17ページにございまして、情報通信審議会で共用条件を含めた技術的条件の案に関し、意見募集が行われているという状況がございます。これを踏まえまして、18ページに評価（案）として、無線LANとの共用検討が進展、また制度整備を早期に行うことが適当としております。

この次の19ページの不公表システムB、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】。

以上が、他の需要がある4システムとなっております、基本的にはいずれも進展あるいは状況が明らかになったということが言えるかと思います。

続きまして、24ページからがアナログを用いるシステムとなっております、こちらは15システムがございまして。昨年度の評価から、令和3年度の無線局数からどれだけ移行が進んだかというものを進捗率として、表の真ん中に数字で記載しております。移行が完了いたしますと100%となります。ただ

し、現時点で移行や代替システムなどが明確に存在しないものは「－」としてございます。

ざっと俯瞰いたしますと、進捗が進んだものとしたしましては（２）の公共業務用テレメータ（６０MHz帯）、（７）の石油備蓄、（１１）のヘリテレ画像伝送【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】といったものは進捗が見られております。一方で、それ以外のものについては進捗が見られなかったということでございます。

今回、先ほどのとおり総務省から各免許人に対してヒアリングが実施されておりまして、どういった状況か、また課題が何かといったことが明らかになってきております。こういったものに対応して表の一番右、今後の取組というところでございますが、おおむね無線局数の推移を調査というところに収束しつつございます。また、短期的に状況の変化が見込まれないようなものに対しては、この後個別に説明いたしますが、少し調査の見直しを促すような記載も含めております。

それでは、個別の説明となりますが、２６ページでございます。（１）路側通信（MF帯）、MF帯というのは、AMラジオなどと同じ中波帯を意味しております。こちらは懇談会の方向性がデジタル化となっております。

２７ページ、免許人数、無線局数ともに増減なし、また、ヒアリングの結果としまして、残存するアナログ無線については、道路情報板やホームページによる情報提供に加え、一部区間ではVICSによる情報提供により代替可能な状況であるものの、情報提供手段を多重化する観点から、当面は継続して利用予定とのことでした。

この調査の結果を踏まえまして、２９ページに評価（案）といたしまして、今後の取組といたしましては、他システムへの代替等は当面の間見込まれないと考えられるため、総務省においては、引き続き無線局数の推移について調査

を行うことが適当としております。

続きまして、30ページ、(2)の公共業務用テレメータ(60MHz帯)です。方向性は廃止となっております、31ページのとおり、他システムへの移行により順調に廃止が進展してございます。このため、33ページの評価では、今後の取組において、引き続き本無線局の無線局数の推移について調査を行うことが適当としております。

34ページ、(3)公共業務用テレメータのうち災害対策・水防事務でありますが、方向性としましてはデジタル化。ただ、対応するデジタル方式がまだ存在しないということで、総務省において技術基準の検討が必要という状況でございます。

35ページ、免許人数は増減なし、無線局数は僅かに減少しておりますけれども、あまり有意ではない減少ということかと思えます。

一番下のヒアリングの結果でございまして、免許人は総務省による技術基準の検討状況を注視しており、また、一斉の更新は難しくても、順次デジタル化の可能性がうかがえます。

36ページの2段落目に総務省側の状況といたしまして、情報通信審議会での検討開始に向けた準備が進められているという状況でございます。

以上の状況を踏まえまして、37ページの評価でございまして、今後の取組として、総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の増減について調査を行うことが適当としてございます。

こちらと同じ状況にありますのが、このあと出てきます(4)の水防用、(5)の災害対策・水防用、(9)の公共業務用ヘリテレ連絡用、(10)の気象援助

用無線は、ほぼ同様の状態、状況となっております、これらについては共通的な御説明は割愛させていただき、特徴的な部分のみ御説明させていただきます。

38ページの(4)水防用です。今回増減はございませんが、特徴的なこととして40ページ、ヒアリングの結果、携帯電話のエリア拡大といった状況を踏まえて、携帯電話への代替といった選択肢が具体化しているといった状況が明らかになっております。

これを踏まえて、41ページの評価の今後の取組の記載、一番下のマーカの部分は他システムとほぼ同様に記載しておりますが、他の代替システムへの可能性についても調査を行う、この部分は、今回ヒアリングの中でこういった他システムの代替といった話が出てきておりましたので、その状況を踏まえて記載しているものとなっております。

42ページの(5)災害対策・水防用無線(60MHz帯)は、先ほどの(3)と同様の状況でございますので割愛させていただきます。

次は46ページの(6)部内通信です。方向性としてはデジタル化ということで、また、それ以外に公共安全モバイルシステムへの代替といったものも検討するというような話になってございます。

47ページの数字を見ますと、免許人数、無線局数に特段の進捗はございません。

48ページ目の一番上にヒアリング結果を記載しております、代替先として想定されていた公共安全モバイルシステムについては、配備されているものの、携帯電話網が使用できない場合に備えて予備として本システムを備えているということでございました。

ということで、これを踏まえた評価を49ページに記載しております。進捗については今ご説明した内容を、また、今後の取組については、公共安全モバ

イルの完全代替は当面の間見込まれないと考えられるため、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当と記載しております。

続きまして、50ページの(7)石油備蓄でございます。こちらも方向性としましてはデジタル化等で、51ページの表のとおり、昨年度あった63局が今回は3局と大幅に進展してございます。

ただし、一番下にヒアリング結果をお示ししているとおり、残る3局については民間会社との連絡に用いるアナログ方式であり、民間会社が整備した基地局を介して通信を行っているため、引き続き運用せざるを得ない状況です。また、民間会社においては、機器の更新を捉え、デジタル方式への導入に向けた検討を行うことは可能という状況でございます。

これを踏まえまして、53ページに評価を記載しております。今後の取組といたしまして、このような免許人自らの努力のみではデジタル化が難しいものであって、一定の検討結果が出ているものについては、毎年度、免許人に対して状況を確認する必要はないと考えられるため、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当としております。

続きまして、54ページの(8)防災相互波です。こちらは防災関係機関相互の通信に用いられるもので、方向性としてはデジタル化等となっております。

55ページです。無線局数は微減しておりますが、こちらもある程度の増減とはなっていない状況でございます。

56ページの真ん中にヒアリング結果がございます。こちらは免許人が複数ありますが、府省庁A・B・Cともに共通して挙げられておりますのは、通信相手のほかの機関との調整が必要ということでございます。

加えて、府省庁Cにおいては、この公共安全モバイルシステムは携帯電話網を利用したシステムであるため、携帯電話網が使えない場合には利用不可であ

ることや、上空利用に制限が生じる点を課題として挙げられております。

これを踏まえまして、58ページに評価として、今述べた課題を並べた上で、今後の取組といたしましては、これらを踏まえ、総務省は防災関係機関及び公共安全モバイルサービス提供者等の協力を得ながら、同システムの代替可能性について引き続き検討を行うことが適当である。また、引き続き無線局数の推移について調査を行うことが適当としております。

続きまして、59ページの(9)公共業務用ヘリテレ連絡用と、その次の64ページの(10)気象援助用無線は、先ほどの(3)などと同様、総務省においてデジタル方式の技術基準の検討中というものでございます。

まず、公共業務用ヘリテレ連絡用の特徴的なお話といたしましては、60ページの一番下にヒアリング結果として、府省庁Aは廃止済みで、携帯電話の上空利用サービスを活用、府省庁Bはヘリ機体更新に合わせてデジタル化の方針、また府省庁Cは運用を終了しており、廃止予定という状況でありました。

また、気象援助用無線については、65ページにヒアリング結果がございまして、免許人はデジタル化の意向があり、総務省によるデジタル方式の制度整備状況を注視している状況ということでございます。

いずれも評価結果(案)につきましては先ほどの(3)と同様の記載としておりますので、御説明は割愛させていただきたいと思います。

68ページからは(11)15GHz帯ヘリテレ画像伝送です。こちらの方針はデジタル化等でございます。

数字の状況といたしましては若干局数が減少しております。

70ページにヒアリング結果がございまして、こちらも府省庁がたくさんおりますが、府省庁AとBは今回のヒアリング時点で廃止しているという状況でございました。

一方で、府省庁CとDでございまして、こちらはアナログとデジタル方式を

併用しています。その理由はアナログのほうが高出力の機器であるため、通信距離が必要な場合にアナログを使っているということです。デジタル方式に移行するためには予算であったり、航空機に搭載しているので、その機体改修のためには航空法上の手続など、中長期的な対応を要するといった状況がヒアリング結果から示されたところでございます。

これを踏まえまして、72ページに評価（案）を記載しております。今挙げた状況、課題を並べた上で、取組としては、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移やデジタル化、または他システムへの移行に係る調査を行っていくのが適当としております。

73ページから不公表システムに入りまして、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

以上、また長くなってしまいましたが、公共の評価結果（案）の御説明を終了いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。これも順番にお伺いさせていただければと思います。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 柏崎さん、どうもありがとうございました。御丁寧な説明でよく分かりました。これで適切だと思います。どうもありがとうございました。

以上です。

○池永特別委員 池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。私もこの内容で適切だと思います。ありがとうございます。

○西村部会長 石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 御説明いただきまして、内容は適切だと思います。私からは

コメントはございません。ありがとうございました。

○西村部会長 眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。内容は適切だと思います。特にコメントはないんですが、マーカーの色は、特に意味はないんですよね。何種類かあったのでちょっと気になったのですが。

○柏崎幹事 若干色分けしたところはカテゴリーといいますか、多少のグルーピングというのはございますが、基本的に意味はございません。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 御説明のほう、どうもありがとうございます。私も適切にまとめられていると思います。ありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。

私もよろしいかなと思います。

先ほど眞田特別委員から御指摘がありましたマーカーの色につきまして、また、赤で囲っていただいているところにつきましては、これは今後公表する予定のものである場合は全部取るということで御対応いただくというように理解してよろしいでしょうか。

○柏崎幹事 御指摘のとおりでございます。

○西村部会長 念のための確認でございました。ありがとうございます。

それでは、おおむね事務局案のとおりで御賛同いただいたものと存じますけれども、もし追加で修正等の御意見がありましたら事務局までメールにてお送りいただければと思います。

これも議事の1つ目と同様に、評価結果（案）全体として次回の部会において取りまとめを行いたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、最後の議事に移りたいと思いますが、次の議事につきましては総

務省からの御説明になりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の皆様に入室するよう、御連絡をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。それでは、入室までしばらくお待ちいただけますよう、よろしくお願いいたします。

事務局でございます。それでは、入室が完了いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○西村部会長 承知いたしました。

(3) 令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果のうち④8.5GHz超15.35GHz以下、⑤15.35GHz超36GHz以下、⑥36GHz超及び各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果

○西村部会長 それでは、議事を再開いたします。議事の3つ目でございます。令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果のうち④8.5GHz超15.35GHz以下、⑤15.35GHz超36GHz以下、⑥36GHz超及び各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果につきまして、電波政策課の伊藤補佐からの資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますが、令和7年度電波の利用状況調査について御説明いたします。資料60-3-1、2ページ目を御覧ください。前回の部会では周波数区分ごとの結果のうち、714MHz超全体の利用状況及び714MHz超から8.5GHz以下の3つの区分のポイントを御説明したところでございますが、

今回は赤枠で囲っておりますとおり周波数区分ごとの結果のうち8.5GHz超から36GHz超の3つの区分及び総合通信局等の内容について御説明いたします。より詳細な結果につきましては本紙の第3章及び第4章に掲載しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、資料60-3-2でございます。別冊2、周波数区分ごとの52ページから御覧いただければと思います。周波数区分の4つ目の区分となります8.5GHz超15.35GHz以下の周波数帯から説明させていただきます。

本周波数帯は、主に、無線標定業務、固定業務、放送衛星業務、固定衛星業務、移動衛星業務、アマチュア業務等に分配されております。

個別の電波利用システムとしては、公共業務用及び一般業務用の各種レーダー、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、電気通信業務用の衛星通信システム、BS・CS放送、アマチュア無線等で使用されております。この周波数帯では前回調査以降、周波数割当ての大きな変更等はございません。

53ページ目をお願いします。本区分の周波数帯における無線局数の推移は、本区分の約3割を占めます左から2つ目の衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下)が約8割、1万4,817局増加していることなどから、全体として増加傾向にあります。

ページを飛ばしまして55ページ目を御覧ください。本区分では、こちらの13システムを調査票調査の対象としておりまして、調査票調査結果のポイントのうち下段のところ、1つ目の映像FPU(Eバンド)については、前回調査から免許人数は変化しておらず、無線局数は40局増加、今後3年間の無線局数に関する設問においては「増加予定」「減少予定」がともに10%であるため、今後も無線局数に大きな変化がないことを示す結果となっております。

ページを飛ばしまして、69ページ目を御覧ください。5つ目の区分でございます15.35GHz超36GHz以下の周波数帯につきましては、主に固定

衛星業務、移動衛星業務、固定業務、無線標定業務、移動業務等に分配されておりまして、個別の電波利用システムとしましては、電気通信業務用の衛星通信システム、電気通信業務用及び固定業務用の固定局、固定無線アクセスシステム、公共業務用の各種レーダー、携帯電話、ローカル 5 G 等で使用されております。また、この周波数帯では前回調査以降、周波数割当ての大きな変更はございません。

70 ページ目を御覧ください。本区分の周波数帯における無線局数の推移は、ローカル 5 G (28.2 GHz 超 29.1 GHz 以下) (陸上移動局) が約 5 倍、約 3,000 局増加していることから全体として増加傾向にあります。

ページを飛ばしまして、72 ページ目を御覧ください。本区分ではこちらの 14 システムを調査票調査の対象としておりまして、下段の調査票調査結果のポイントのうち、1 つ目の 26 GHz 帯 FWA については、前回調査から免許人数は変化しておりませんが無線局数は 123 局減少しており、今後 3 年間の無線局数に関する設問においては、増減があるとする回答の中では「減少予定」が約 4 割 (16 者) と最も多くなっております、今後も無線局は減少傾向となることを示す結果となっております。

ページを飛ばしまして、88 ページを御覧ください。6 つ目の区分でございます 36 GHz 超の周波数帯については、主に移動業務、固定業務、電波天文等に分配されておりまして、個別の電波利用システムとしては画像伝送システム (40 GHz 帯及び 55 GHz 帯の映像 FPU)、50 GHz 帯簡易無線、固定無線アクセスシステム FWA のほか、60 GHz 帯小電力データ通信システムや自動車レーダー等の免許不要の電波利用システム等で使用されております。

また、この周波数帯では前回調査以降、周波数割当ての大きな変更はございません。

89 ページ目を御覧ください。本区分の周波数帯における無線局数の推移は、

本区分で大きな割合（30.7%）を占める80GHz帯高速無線伝送システムが約1割（118局）増加していることや、実験試験局（36GHz超）が約7割（315局）増加していることが影響し、全体として増加傾向にあります。

ページを飛ばしまして、91ページ目を御覧ください。本区分ではこちらの6システムを調査票調査の対象としておりまして、下段の調査票調査結果のポイントのうち2つ目の40GHz帯駅ホーム画像伝送については、前回調査から免許人数は変化しておらず、無線局数は95局増加しており、今後3年間の無線局数に関する設問においては、増減があるとする回答の中では「増加予定」が約4割（5者）と最も多くなっておりまして、今後も増加傾向が続くことを示す結果となっております。

周波数区分に関する御説明は以上となります。

続きまして、各総合通信局別の調査結果について御説明いたします。資料変わしまして、資料60-3-3です。

5ページ目を御覧ください。周波数区分ごとの総合通信局等別無線局数の推移についてですが、714MHz超1.4GHz以下と1.4GHz超3.49GHz以下については、全ての総合通信局等において無線局数が減少しております。ほかの区分については全国では増加しておりますが、各総合通信局等によっては若干の傾向の差が出ております。

6ページ目を御覧ください。6ページ目から11ページ目につきましては総合通信局等別のシステムごとの無線局数増減傾向としまして、各区分において無線局数の増減が多い10のシステムの動向をまとめております。一番左の欄の全国と増減傾向の異なる総合通信局等には緑の色つけを行っておりまして、増減の差が大きいものは濃い緑としております。また、増減が特徴的なシステムのうち、理由を把握できているものに関しましてはオレンジ色の枠で囲って

おりまして、その理由をスライドの下段に記載しております。

7 1 4 M H z 超 1 . 4 G H z 以下におきましては、表の上から 6 つ目、9 2 0 M H z 帯移動体識別（構内無線局（登録局））が全国で無線局が減少している中、中国総合通信局においては医療機器メーカー等が在庫管理、物品管理のために多数開設したため、無線局数が増加しております。

7 ページ目を御覧ください。1 . 4 G H z 超 3 . 4 G H z 以下においては、表の上から 3 つ目、地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）は全国で減少しており、近畿総合通信局において無線局が大きく減少していることが影響しております。該当システムに関しましては、顧客数の多い企業が近畿総合通信局の管内に集まっておりまして、サービス利用者の減少などによって各企業から 2 年間かけて徐々に無線局数が減少しております。

8 ページ目を御覧ください。3 . 4 G H z 超 8 . 5 G H z 以下におきましては、表の上から 2 つ目、実験試験局（4 . 4 G H z 超 5 . 8 5 G H z 以下）が全国で増加しておりまして、関東総合通信局と北陸総合通信局が大きく増加したことが影響しております。増加理由に関しましては、関東総合通信局は V 2 X 需要の増加によるため、北陸総合通信局はドローンでの利用目的としたものが約 1 , 0 0 0 局申請されたためになります。

9 ページ目を御覧ください。8 . 5 G H z 超 1 5 . 3 5 G H z 以下においては、表の上から 4 つ目、船舶航行用レーダーが全国では増加している中、北陸総合通信局は、能登半島地震における廃船に伴う無線局の廃止があったことから無線局数が減少しております。

1 0 ページ目を御覧ください。1 5 . 3 5 G H z 超 3 6 G H z 以下においては、表の上から 1 つ目、ローカル 5 G（2 8 . 2 G H z 超 2 9 . 1 G H z 以下）（陸上移動局）が全国で増加しており、増加した無線局の大半が四国総合通信局で開設されております。四国総合通信局での増加理由は、電気通信サービス拡大に

伴う端末増加のためとなります。

1 1 ページ目を御覧ください。3 6 G H z 超につきましてはシステム数が少なく、大きく全国と増減が異なるものはございませんでした。

1 3 ページから2 3 ページ目では各総合通信局等別の調査結果をまとめており、一例として北海道総合通信局の記載項目について、個別に説明させていただきます。

1 3 ページ目を御覧ください。北海道総合通信局の周波数区分別無線局数の割合及び局数の推移についてですが、割合としましては、7 1 4 M H z 超1 . 4 G H z 以下が最も割合が大きくなっておりまして、局数の推移としましては3 6 G H z 超の区分のみ増加しており、その他の区分に関しましては減少しております。また、7 1 4 M H z 超全体の無線局数は約2 万9 , 0 0 0 局であり、全国の3 . 6 %を占める無線局数となっております。

開設状況につきましては、全国の無線局のうち、各総合通信局等が占める割合が大きいシステムとその割合及び各総合通信局等の中で無線局数が多いもの上位3 システムを掲載しております。全国に対し占める割合が多いシステムとその割合は、実験試験局(1 5 . 3 5 G H z 超2 1 . 2 G H z 以下)は4 6 . 7 % (2 1 局)を、航空交通管制用レーダービーコンシステム・A T C トランスポンダ(無線航行移動局)は4 6 . 7 % (7 局)となっておりまして、無線局数上位3 システムは8 0 0 M H z 帯M C A 陸上移動通信(陸上移動局)(7 , 6 4 7 局)、船舶航行用レーダー(6 , 0 6 4 局)、1 . 2 G H z 帯アマチュア無線(5 , 1 2 5 局)となっております。

以降のページでは、無線局数の推移及び全国に占める割合についてのみ御紹介させていただきます。

1 4 ページ目を御覧ください。東北総合通信局については、無線局数の推移は3 . 4 G H z 超8 . 5 G H z 以下及び3 6 G H z 超の区分は増加しており、そ

のほかの区分は減少しております。また、全国に占める割合は3.1%(2万5,298局)となっております。

15ページ目を御覧ください。関東総合通信局につきましては、無線局数の推移は714MHz超1.4GHz以下及び1.4GHz超3.4GHz以下の区分は減少しており、そのほかの区分は増加しております。また、全国に占める割合は45.0%(36万1,834局)となっております。

16ページ目を御覧ください。信越総合通信局については、無線局数の推移は3.4GHz超8.5GHz以下及び8.5GHz超15.35GHz以下の区分は増加しており、そのほかの区分は減少しております。また、全国に占める割合は1.5%(1万1,737局)となっております。

17ページ目を御覧ください。北陸総合通信局については、無線局数の推移は3.4GHz超8.5GHz以下及び3.6GHz超の区分は増加しており、そのほかの区分は減少しております。また、全国に占める割合は1.5%(1万2,315局)となっております。

18ページ目を御覧ください。東海総合通信局については、無線局数の推移は3.4GHz超8.5GHz以下、8.5GHz超15.35GHz以下及び3.6GHz超の区分は増加しており、その他の区分は減少しております。全国に占める割合は6.7%(5万3,687局)となっております。

19ページ目を御覧ください。近畿総合通信局については、無線局数の推移は3.4GHz超8.5GHz以下、8.5GHz超15.35GHz以下及び3.6GHz超の区分は増加しており、そのほかの区分は減少しております。全国に占める割合は22.6%(18万2,132局)となっております。

20ページ目を御覧ください。中国総合通信局については、無線局数の推移は3.4GHz超8.5GHz以下及び8.5GHz超15.35GHz以下の区分は増加しており、そのほかの区分は減少しております。また、全国に占める

割合は4.1%（3万2,792局）となっております。

21ページ目を御覧ください。四国総合通信局については、無線局数の推移は3.4GHz超8.5GHz以下及び15.35GHz超36GHz以下の区分は増加しており、そのほかの区分は減少しております。また、全国に占める割合は4.3%（3万4,942局）となっております。

22ページ目を御覧ください。九州総合通信局については、無線局数の推移は3.4GHz超8.5GHz以下、8.5GHz超15.35GHz以下及び36GHz超の区分は増加しており、そのほかの区分は減少しております。また、全国に占める割合は7.0%（5万6,365局）となっております。

23ページ目を御覧ください。沖縄総合通信事務所については、無線局数の推移は8.5GHz超15.35GHz以下の区分のみ増加しており、そのほかの区分は減少しております。また、全国に占める割合は0.6%（4,640局）となっております。

以上につきまして、総合通信局ごとの説明となります。

本日の説明は以上となるところでございますが、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

○西村部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、3つの周波数区分、それから各総合通信局の調査結果とございますので、それぞれ区切って計4つ、御質問、御意見等をいただければと思っております。

それでは、まず、資料60-3-2の51ページ目、52ページ目、今投影していただいているもの、8.5GHz超15.35GHz以下についてはいかがでございましょうか。

先生方、ミュートを外していただいて御発声いただいたほうが分かりやすいと思いますので、お願いいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○西村部会長 よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。よく分かりました。

質問ですけれども、58ページを開けていただけますでしょうか。9GHz帯の気象レーダーの話ですけれども、公共業務用無線としては5GHzも扱っていると思いますので、この9GHz帯というのは主に線状降水帯とかゲリラ豪雨とかそういうのを扱っているという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤補佐 9GHz帯の気象レーダーにつきましては、5GHz帯の気象レーダーと比べますと周波数特性から探知エリアは狭くなるものの、その分、回転数を高速化して観測周期を早めまして、鋭いビームにより高い分解性能が得られるものになります。この特性を生かしまして、先生御指摘のとおり突発的な豪雨による局所的な気象変化や河川の増水などのリアルタイム検知に使用されるものとなっております。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございます。

もう一点、免許人数が1者増えていると思いますけれども、同じく無線局数も少し増えていますが、これは何か新規参入があったという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤補佐 免許人数、無線局数の増加につきましては、汎用型気象レーダーの導入についての制度整備が令和5年2月に行われておりまして、これが起因しているものと考えております。

○笹瀬代理 分かりました。あと、下の3を見ると災害対策に関して、地震対策とか火災対策の有無が100%あるということで、これはこの気象レーダーを使ってそういうことも確認しているという理解でよろしいですか。基本的には、これは降雨減衰を見るわけですね、雷は見ることができるかもしれませんが。この火災とか地震対策も実施しているという回答は、このレーダーを

使ってそのようなことをやっているということでしょうか。

○伊藤補佐　こちらは、調査対象無線局の運用継続性の話でして、この無線局がそういった地震対策、火災対策の対応を行っているという回答になってございます。

○笹瀬代理　分かりました。どうもありがとうございます。

　　以上です。

○西村部会長　ありがとうございます。

　　そのほか、先生方、いかがでしょうか。

○池永特別委員　池永です。よろしいでしょうか。

○西村部会長　よろしく願いいたします。

○池永特別委員　では、私からはこのあとの60ページからですが、60ページから65ページまで、映像関係とそれから放送事業者での利用に関して並んでいるんですけども、これらの一番下のアクションプランのところを見ますと、令和8年度中をめどに技術的条件の取りまとめの検討ということですが、今、この辺りの内容についての状況とか、それから検討状況が分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○手塚周波数調整官　電波政策課、手塚でございます。アクションプランの関係ということで、当方から御回答させていただければと思います。

　　御指摘のありました放送用のSTL／TTLの関係ですが、令和7年1月から情報通信審議会の放送システム委員会の下でSTL／TTL／TSL高度化作業班におきまして、マイクロ波帯を使用する放送事業用無線局の高度化のための技術的条件の検討を実施しているところでございまして、OFDMや高次多値変調、偏波MIMOの導入など伝送容量の拡大、伝搬環境に応じて変調方式を柔軟に選択することができるようにすることなどの検討が実施されているところでございます。

今後ですけれども、作業班で現在検討中となりますので、こちらで報告書を取りまとめまして放送システム委員会に諮る、そして意見募集を経て答申を得るというところと聞いているところでございます。

○池永特別委員 ありがとうございます。1点確認ですけれども、この周波数帯の周波数再編アクションプランの中での検討内容としては、これは移行の予定とか、あるいは移行を促すとか、そういう状況なんでしょうか、それとも、それとはまた別の状況でしょうか。

○手塚周波数調整官 ありがとうございます。現状はシステムの高度化という形になりますので、もちろん高度化システムと同じ周波数帯を使っているほかのシステムとの共用検討は行いう形になりますが、基本的には何か移行とかそういうことを前提にということではないと理解しております。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

○石山特別委員 石山です。お願いいたします。

○西村部会長 よろしく申し上げます。

○石山特別委員 私からは、15GHzのヘリテレ画像伝送についてお伺いしたいんですけれども、67ページです。同様に15GHzのヘリテレ画像伝送は公共業務用無線局としても同じこの15GHzのヘリテレ画像伝送を使っていて、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】であるとか【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が使っておられると。あちらはデジタル化が進んでいるんですけれどもまだアナログも使っていて、こちらの今見せていただいている67ページの15GHzヘリテレ画像伝送のほうは、こちらのアナログというのは向こうで使っているアナロ

グと同じようなシステムを使っておられるということではよろしいのでしょうか。

○手塚周波数調整官　ありがとうございます。御指摘の15GHz帯のヘリテレ画像伝送の国以外というところですが、公共業務用無線局で取り扱っておりますアナログのシステムと同じシステムということになっておりまして、自治体が免許人になって運用しているものとなっております。令和3年8月に取りまとめられましたデジタル変革時代の電波政策懇談会報告において、自治体が免許人となっている国と共通あるいは類似のシステムを運用している場合、自治体のシステムについてもデジタル化に向けた取組を行っていくことが重要との提言もなされておりますので、国と同様にデジタル化を行っていくことが求められているという形になっているところでございます。

○石山特別委員　分かりました。そうするとこの絵の一番下のところ、「デジタル化又はヘリサットでの代替が進展しており、これらの進捗について調査を行う」というのは、デジタル化がきちんと進んでいるかどうかの進捗について調査している、ただ見ているだけじゃなくて、デジタル化が進むように総務省側からも働きかけをするということではよろしいのでしょうか。

○手塚周波数調整官　御認識のとおりとなっております。

○石山特別委員　ありがとうございます。よく分かりました。

私からは以上です。

○西村部会長　ありがとうございます。

そのほか御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかの周波数帯等もございますので一旦ここで区切らせていただきまして、続きまして、資料60-3-2の68ページから、15.35GHz超36GHz以下についてはいかがでございましょうか。

○眞田特別委員　すみません、眞田ですけど、よろしいですか。

○西村部会長　よろしくお願ひいたします。

○眞田特別委員 70ページのローカル5Gですけれども、これは非常に大きく進展しているように見えるんですけれども、これは時間も経ってこうなっている状況だと思うのですが、もともと制度化されたのはいつ頃で、また、どういう理由でどういった分野の免許人でこのように増加したのでしょうか。またその内容は通信サービスなのか、自営無線なのか、どういう状況なのでしょう、もしよろしければ教えていただければと思います。

○伊藤補佐 ローカル5Gでございますけれども、2019年、令和元年にミリ波で制度化されておりまして、翌年、2020年に周波数が拡大されております。ローカル5Gの端末が大きく伸びているところですが、もともとの局数がそもそも少なかったところで一部の通信事業者が電気通信サービス用に大量に陸上移動局を開設したため、このような増加となっております。

○眞田特別委員 なるほど、分かりました。昨年の評価で、制度化後で利用状況を、しばらくたったものは把握することが望ましいと記載しているので、こういうような少し制度化前に制度化したシステムもフォローアップ的に掘り起こして、どういう状況なのかというのを調査して状況を確認することが必要と思ったのですが、いかがでしょうか。

○伊藤補佐 現在の調査につきましては2年ごとにやっているということもありまして、急にすごく伸びたような形でグラフが見えているところでございますけれども、先生から御指摘いただいた御意見も踏まえまして、今後の調査のやり方、方法等については検討していきたいと考えております。

○眞田特別委員 御回答ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○中野特別委員 それでは、中野から質問させていただいてもよろしいでしょ

うか。

○西村部会長 お願いいたします。

○中野特別委員 では、次の71ページを映していただけますでしょうか。この中でいろいろ周波数帯の利用状況について御説明いただいたところですが、アマチュア無線についてお伺いしたいと思います。アマチュア無線は、ピーク時よりも減っているということで、前回、5GHz帯のものはドローン画像の伝送として使われているという御説明を頂戴しておりましたけれども、このページにある24GHz帯のアマチュア無線というのは、どういう形で現状使われていると考えればよろしいのでしょうか。

○伊藤補佐 24GHz帯のアマチュア無線ですが、この辺りの周波数になってきますと強い直進性と大きな減衰があるものとなります。会話の目的というよりは、電波伝搬の技術系向けの周波数帯と認識されているところです。山や高所同士での見通しの通信、マイクロ波の回路設計の試作コンテストなどに使われていると聞いております。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。やはり電波の特性に合わせて今後の割当計画の変更とかアクションプランに対しては御検討いただけるということかと思えますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見等はございますでしょうか。

そういたしましたら、私からも1点お伺いさせていただければと思います。

86ページ目を開けていただけますでしょうか。ありがとうございます。基本的にアクションプランへの対応、取組を理解する上でということでお伺いさせていただければと思います。

86ページ目の一番下の参考というところでございますけれども、アクション

ンプランでは高度約 6 0 0 k m の軌道を利用する K a 帯の非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備が予定されているということでございますが、これは 2 月の電波監理審議会・親会で諮問されたと記憶しておりますけれども、念のためにどういったものか、それから現在の状況を教えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○手塚周波数調整官 本システムですけれども、K a 帯の非静止衛星通信システムということで、高速インターネットサービスであるとか、ブロードバンドサービスの提供であるとか、携帯電話の基地局のバックホール回線としての利用、または災害時等の非常時におけるバックアップ回線としての利用が見込まれているシステムとなっております。先生御指摘のとおり、本年 2 月に電波監理審議会で答申を頂戴しまして、翌 3 月に制度整備を完了しているところとなっております。

○西村部会長 ありがとうございます。そして制度整備完了の後のスケジュール、あるいは何かしら特定の事業者といったものからのサービスの参入というのはございましたでしょうか。

○手塚周波数調整官 現時点で無線局免許には至っていないですけれども、免許に向けた相談は総務省のほうに接している形で、案件としては進んでいると担当課から聞いているところでございます。

○西村部会長 ありがとうございます。やはりサービス参入というのが非常に重要だと思いますし、周波数を使っていただくということで結構かと思います。ありがとうございました。

それでは、そのほかに御意見等はございますでしょうか。

これもここで一旦区切らせていただきまして、次の周波数区分に移らせていただければと思います。

それでは、資料 6 0 - 3 - 2 の 8 7 ページ以降でございますので、3 6 G H

z 超についてでございます。いかがでございましょうか。

○眞田特別委員 すみません、眞田ですが、よろしいでしょうか。

○西村部会長 お願いいたします。

○眞田特別委員 89 ページのところで実験試験局は非常に大きく伸びているのですけれども、これはどういう目的で実験されているものなのか、御存じでしょうか。

○伊藤補佐 主に車載のミリ波レーダーや、5 G、6 G の実験目的で使用されているものが増えております。

○眞田特別委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございしますか。

○石山特別委員 石山です。お願いいたします。

○西村部会長 よろしく申し上げます。

○石山特別委員 95 ページの 40 GHz 帯の駅ホーム画像伝送について、質問というよりも教えていただきたいんですけれども、アクションプランとの絡みのことです。ここの一番下のところにアクションプランについて、「令和 7 年 7 月に取りまとめられた技術的条件を踏まえ、制度整備を実施する」ということになっているのですけれども、上のほうを見ると免許人数も無線局数も令和 3 年度からそれなりの数がありますので、令和 7 年に取りまとめられた技術的条件というのは、既に存在する免許人、無線局を踏まえて何か新しく制度設計されたものなのか、それともどちらかという追認されたようなものだったのか、どのような制度整備がなされたのかというのを教えていただきたい。

○手塚周波数調整官 先生がおっしゃるとおり、駅ホーム画像伝送システム等は少し前から個別の無線局として使用されておりましたが、それまでは各社が独自に設計、導入を行っていて、統一的な技術基準、技術規格というものは存

在していなかった状況になっておりました。このため、システム間の干渉の回避であるとか、規格を統一することによって合理化、あとは免許手続の簡素化などもございますので、これらを図るために技術基準として令和８年２月に制度化したものとなっております。

○石山特別委員　そうすると、令和８年２月ということはそれが始まったばかりということなので、まだ聞くのは早いかもしれませんが、状況はいかがでしょうか。

○手塚周波数調整官　ありがとうございます。個別具体的な新しい無線システムでの申請状況というのは、確認して御回答させていただきますが、基本的には統一により製造コストが安くなるということもございますので、逐次出回っていくという形になると考えているところでございます。

○石山特別委員　分かりました。引き続き見守るということだと理解いたしました。ありがとうございました。

○西村部会長　ありがとうございます。

そのほか、よろしくお願いいたします。

○池永特別委員　池永です。私からは、９４ページ、９５ページが４０ＧＨｚ帯ですけれども、９５ページの４０ＧＨｚ帯駅ホーム画像伝送に関してですが、これは８８ページの帯表でいうとどの部分に相当するのでしょうか、公共業務用の部分という認識でよろしいのですか。

○伊藤補佐　申し訳ございません。手元の資料を調べたいと思いますので、少しお時間をいただければと思います。

○池永特別委員　分かりました。聞きたいことはその次の９５ページ、４０ＧＨｚ帯駅ホーム画像伝送ですけれども、４０ＧＨｚ帯のこの部分に関して、９５ページに書いていただいている結果などを見ますと、例えば災害対策とか、それから増減に関する予定といったように非常に細かい調査を実際にされていると

思うんです。周波数再編アクションプランの中では、このシステムが取り上げられてはいますけれども、特に移行が求められていたりとか、これを動かす、どこかに移行したりとか、そういうのが目的でないとすると、40GHz帯のこの部分について調査をする必要はあると思うんですけれども、移行が必要なわけではないにもかかわらずここまで細かく聞く必要があるのかどうかということが若干気になったところです。この辺りについて何か御意見がありましたらいただけますでしょうか。

○伊藤補佐 今実施している利用状況調査につきましては、これまで類似のシステムに対しては一律的に同様の設問設定をしてきたところがございますため、いただいた御意見を踏まえまして、今後の調査票調査の中身、設問設定でありますとか、調査票調査の対象そのものの見直しでありますとか、利用状況調査で重点的に注視すべきシステムは何かということ、そして先ほど申し上げた設問はどういうものを用意するべきかという内容について、適切な対応ができないかということを検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○池永特別委員 ありがとうございます。調査それぞれの細かさとか深さといったようなものに関しては、恐らく非常に手間がかかるころかと思っておりますので、特に移行が求められているような部分についてはしっかり調べていく、それ以外のところに関しては動向だけ見守るといったような形で、多少うまくメリハリがつくような形での調査になるとよいと思いました。コメントでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○伊藤補佐 先ほどの先生の御指摘のところですが、88ページでございますが、上の段の赤色の左から3つ目のところ、43.5GHzから45.3GHzの公共業務（移動）と書いてある部分に当たることとなります。大変失礼

しました。

○池永特別委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○西村部会長 早速に御回答いただきましてありがとうございます。

石山先生が御提示された件につきましては、状況等が分かりましたら、またよろしく願いいたします。

それでは、最後でございますけれども、資料 60-3-3 の各総合通信局の調査結果につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

○中野特別委員 すみません、中野ですけど、質問よろしいでしょうか。

○西村部会長 お願いいたします。

○中野特別委員 各通信局ごとの 3.4GHz からの 5 ページのところですが。これは丁寧に表がつくられていて、各地方のトレンドが分かりやすいのですが、一部分のローカルな事情なのかどうか、その辺りがよく分からないんですけど、北海道と沖縄でトレンドが変わっているように見受けられるんですけども、何か減少している要因とかをお調べになっていらっしゃいますでしょうか。

○伊藤補佐 このような表を作成しますと、どうしても全国の数字に引っ張られるところがございまして、先生御指摘の北海道と沖縄のトレンドが異なる点につきましては、増減はその帯域で増えたものと減ったものではどちらが多いかということになるのですが、8 ページ目を御覧いただきますと、5GHz 帯、4 番目のところです。北海道と沖縄では 5GHz 帯の無線アクセスシステムが大きく減少している一方で、ほかのシステムの増加はあまりないということがありまして、これが大きな要因と考えております。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。この辺りは、地域というよりは、そのとき、移行するペースとかにも関係していたりするかもしれないということですね、大変よく分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

○笹瀬代理　笹瀬です。よろしいでしょうか。

○西村部会長　お願いいたします。

○笹瀬代理　7 ページ、よろしいでしょうか。各総合通信局別のシステムの増減を表しているわけですが、最初の1 番と2 番に関しては公衆PHS サービスで全てゼロになっていると、つまりサービスが終了しているということで減っているのは分かるんですけども、このサービスの終了が2023年3月ということでもう3年ぐらいたっていますので、こういう結果が今頃出てくるというのはあまり意味がないような気がします。

そうということで、先ほど池永先生からお話がありましたようにシステムの移行とか廃止とか、そういうことがあったものに関してはもう少し細かく、2年ではなくて各年で調査してもよいようなメリハリをつけたほうがよいように思いますけども、いかがでしょうか。

○伊藤補佐　先ほど先生からもいただきました御意見と同様のお話かと思えます。前回の部会でも同様の意見をいただいております、こういった御意見を合わせまして、今後の方針について検討を進めたいと考えております。ありがとうございます。

○笹瀬代理　よろしく申し上げます。MCAとか高度MCAも同じだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○西村部会長　ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

それでは、私からも1点、今回の資料には直接的には書き込んでいただけないですけども、去年の評価との関係で確認させていただければと思います。

去年の評価においても、例えば、読み上げさせていただきますと、調査結果本紙において、各総合通信局の調査結果を比較するような整理を追加したり、逆に有効回答数が少ないため図表とする必要が低いと思われるようなものは削除するなど、調査結果の整理については必要な見直しをお願いしたいという記載をいたしました。そうしたところ、今回の調査結果資料ではどういう形で見直しがされているのか、お教えいただければと思います。

○伊藤補佐 昨年の評価でいただいた御指摘を基に、今回の調査結果の資料のうち、総合通信局に関する内容の改善を行っております。

まず、本紙のほうでございますけれども、本紙につきましては4章において、有効回答数が少なく図表化する必要性がないものは削除するというところを行っておりまして、ページ数としましては、令和5年は本誌が2,300ページ程度あったところ、令和7年度の本誌は1,400ページ程度と約900ページの削減を実施しております。

今回説明させていただきました6ページ目から11ページ目のこういった表でございますけれども、各総合信局等の調査結果を比較する、各総合通信局等における無線局数の推移といったものを追加するようにいたしております。概要資料につきましても6ページ目から11ページ目のとおり、こういったシステムを掲載する等の改善を行っております。

まとめますと、本紙のページ数を大幅に削減しつつ、より総合通信局等ごとの特徴や違いの確認ができるような形で注力するよう改善が行われているものと考えております。

○西村部会長 よく分かりました。ありがとうございます。これは今回やって終わりというわけではなく、引き続きこういった形でより有為な検証に向かっていければと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでございましょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。1点だけ。

○西村部会長 よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 6ページ目の表の下のほうにスポーツ審判無線とあるのですが、これはどういうものなのか、もしくは、関東にしかないのは何か理由があるのでしょうか。初めて聞いた言葉なので、教えていただくとありがたいです。

○伊藤補佐 こちらでございますけれども、競技場の審判の方がフィールド上の審判同士の連絡でありますとか、審判とビデオオペレーションルームにいるビデオアシスタントレフリーという方との連絡用に使っておりまして、こちらは関東を常置場所としている競技団体が開設しておりまして、使用場所としては全国で使用しているといったものとなっております。

○笹瀬代理 なるほど。そうすると、これは可搬型ですね。だから試合がある所で使うということですね。

○伊藤補佐 左様でございます。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございます。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

本当に先生方、活発な質疑、それから総務省側の皆様も適切に御回答いただきましてありがとうございました。

また、追加の質問等がございましたら事務局までメールでお送りいただければと思いますし、お手間ではございますけれども、総務省側としても御回答をよろしくお願いできればと思っております。ありがとうございます。

それでは、本報告はこれで終了させていただければと思います。

伊藤さん、御説明、御回答どうもありがとうございました。

○伊藤補佐 ありがとうございました。

○西村部会長 それでは、本日報告のありました調査結果につきましては、本

日の議論も踏まえまして、次回の部会において評価結果（案）の検討を行いたいと思いますので、事務局での整理をよろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。

閉 会

○西村部会長 それでは、本日の議事は以上となります。

それでは最後に、事務局から事務連絡等がございますでしょうか。

○柏崎幹事 2点、御連絡いたします。

1点目、先ほど西村部会長から御案内がございました議題（１）の周波数区分１から３までにに関する評価結果（案）、また議題（２）の公共業務用無線局に関する評価結果（案）、そして議題（３）の周波数区分４から６まで及び総合通信局ごとに関する調査結果の報告に関しまして、追加の御意見等がございましたら、５月２７日の水曜日までをめぐに事務局宛てに御連絡いただけますようお願い申し上げます。

2点目、次回の部会でございますが、６月４日木曜日の１０時からを予定してございます。

以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の有効利用評価部会はこれにて閉会させていただければと思います。本日も闊達な議論、どうもありがとうございました。失礼いたします。